

金 銭 の 貸 付 け に 関 す る 届 出 書
年 月 日

殿
(日本銀行経由)

届 出 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		国籍	
	職業又は営んで いる事業の内容		資本金	
	届出者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接・間接に議決権 の50%以上を保有している会社 ニ イが役員数の過半数を占める本邦法人等 ホ イ～ニのために貸付けを行うもの		
代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名	記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地			
	事務上の連絡先 (担当者電話)			

下記のとおり届出します。

1 相 手 方	(1) 名 称			
	(2) 主たる事務所の 所在地			
	(3) 定款上の事業目的		(4) 資本金	
	(5) 事前届出業種に該当 する理由			
2	金 額			
3	契 約 時 期			
4	貸 付 時 期			
5 条 件	(1) 金 利			
	(2) 期 間			
	(3) 元本の回収方法 (該当分に○)	イ 期日一括 ロ 分割 (具体的に記入すること。)		

6 貸付金の使途		
7 貸付目的等	(1) 貸付目的	
	(2) 貸付けに伴う経営関与の方法	
	(3) 貸付け後の事業計画	
	(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い	
8 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国 籍	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	資 本 金	
	届出者との関係	
9 届出時に届出者と特別の関係にあるもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国 籍	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	資 本 金	
	届出者との関係	
10 その他の事項		

届出受理年月日	
及び受理番号	

1 財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事 項	年 月 日 及 び 記 名 押 印
本届出に係る行為は、 年 月 日から 行うことができる。	

(記入要領)

- 1 代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。
 - 2 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
 - 3 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「10 その他の事項」欄に記入すること。
 - 4 「1 相手方」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
 - 5 「5 条件」欄中「(3) 元本の回収方法」欄は、「ロ 分割」により回収する場合には、次の例にならって記入すること。
(例：○年○月を第1回とし、以降1年ごとに○年○月まで○回○○円ずつ回収。)
 - 6 「7 貸付目的等」欄中「(1) 貸付目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の貸付目的を記入すること。「(2) 貸付けに伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「(3) 貸付け後の事業計画」欄には、貸付け後に貸付けの相手方の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、貸付け後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、(2)から(4)までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。
 - 7 「8 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得又は株式への一任運用を目的として設立された者の場合に記入すること。
 - 8 「9 届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄については、届出者が本届出書により金銭の貸付け（外国為替及び外国貿易法第26条第2項第6号に規定する金銭の貸付けをいう。）を行おうとする場合において、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を対内直接投資等に関する政令第2条第4項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第1項第2号から第4号までに掲げるものに限る。）をいう。）が当該貸付けの相手方に当該金銭の貸付けを行っているとき又は当該貸付けの相手方が発行する社債（対内直接投資等に関する政令第2条第9項第1号に規定する社債をいう。）を所有しているときに記入すること。
 - 9 届出者が貸付けの相手方の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「10 その他の事項」欄にその旨を記入すること。
 - 10 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。
- 2 銀行等又は資金移動業者の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の3において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引を行った年月日	金 額	銀行等又は資金移動業者確認印

(日本産業規格A4)